㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　五十七号及び三百二十五号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本県菊池郡大津町大字引水字三吉原七五六番八から同町大字引水字三吉原七四九番三まで	前	二五・五〇～六二・二〇メートル	〇・〇五一キロメートル
	後	二五・五〇～九一・四〇メートル	〇・〇五一キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

九州地方整備局長　小平田浩司

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　三十四号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大村市杭出津一丁目六九四番一から同市杭出津一丁目六九二番二まで	前	三一・三〇～三二・五〇メートル	〇・〇七三キロメートル
	後	四〇・九三～五九・三一メートル	〇・〇七三キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

九州地方整備局長　小平田浩司

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二百十号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
久留米市善導寺町木塚字登ヲ免一一〇番一から同市善導寺町木塚字蒲口一九六番まで	前	一二・八〇～三二・二〇メートル	〇・二二四キロメートル
	後	一一・〇三～三二・二〇メートル	〇・二二四キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百十号	久留米市善導寺町木塚字登ヲ免一一〇番一から同市善導寺町木塚字蒲口一九五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年五月十九日

○大阪府公安委員会告示第四十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十九年五月二十六日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十九年五月十九日

大阪府公安委員会委員長　森下　俊三

一　名称　九代目酒梅組
二　主たる事務所の所在地　大阪府大阪市西成区太子一丁目三番十七号
三　代表する者の氏名　吉村　三男
四　代表する者の住所　大阪府大阪市西成区山王二丁目六番七号
五　指定番号　六二一七―一（平成二十六年五月十九日大阪府公安委員会告示第四十一号により公示した指定番号六二一四―一）

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

五月十七日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

五月十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

金融商品取引法の一部を改正する法律

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律

議案提出

五月十七日議員から提出した議案は次のとおりである。

法務大臣金田勝年君不信任決議案（山井和則外五名提出）

要求書受領

五月十七日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

法務大臣金田勝年君不信任決議案

山井和則外五名

議案受領

五月十七日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案

議案通知書受領

五月十七日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件